

令和6年4月10日

令和6年度第1回青森市農業委員会 月例総会議事録

青 森 市 農 業 委 員 会

1. 開会年月日 令和6年4月10日（水曜日） 午後0時58分
2. 開会場所 柳川庁舎 2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和6年4月10日（水曜日） 午後2時01分

4. 議案

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
 議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  
 議案第4号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）  
 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の作成の要請について  
 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について  
 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
 報告第3号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 木村 孝芳	6番 工藤 隆志
7番 窪寺 洋志	8番 齊藤 光朗	9番 澤田 今日一
10番 中村 美喜雄	11番 成田 貴吉	12番 西澤 清光
13番 西塚 伸	14番 野口 友子	15番 福士 修身
16番 堀内 俊春	17番 三上 紘史	18番 安田 昌樹
19番 山田 正樹		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

なし		
----	--	--

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 千島 修	2番 赤田 千草	3番 福士 博人
4番 工藤 隆正	5番 木立 忠徳	6番 風晴 繁雄
8番 山田 五月	9番 川村 富子	10番 川村 忠則
11番 小泉 作郎	12番 金井 直也	13番 石川 正光
14番 奈良岡 和也	15番 野呂 正幸	16番 石村 英康
17番 猪股 康行	19番 細川 隆雄	

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

7番 山内 洋一	18番 出町 鉄昭	
----------	-----------	--

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	小 笠 原 訓 史	事務局 次 長	工 藤 哲 也
事務局 分 室 長	佐 藤 保	主 幹	相 馬 康 宏
主 幹	古 田 正 之	主 査	山 内 武 志
主 事	前 田 泰 仁		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

青森市農業委員会農業委員全員が出席しております。過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。では、議長、よろしくお願いいたします。

○議 長 (福士修身会長)

それでは、ただいまから、令和6年度第1回青森市農業委員会月例総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。

1番秋谷進委員、2番安部浩一委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

○議長（福士修身会長）

ただいまより議案審議に入ります。

議案第1号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が2件、賃借権設定が6件、使用貸借権設定が2件となります。

個別の内容につきましては、議案書の2ページから4ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人又は貸人については労力不足のためであり、譲受人又は借人については、経営規模の拡大及び新規就農のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」のとおりとなります。

また、令和5年4月1日から下限面積要件が廃止となっていることから、農地面積は問わず、その他記載の不許可要件に該当するかの審議を行うということになります。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

それでは、2ページの所有権移転 申請番号2番 ●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

（●●●●氏 入場）

○議長（福士修身会長）

●●さん、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

浪岡樽沢、●●です。よろしく申し上げます。経緯にあたっては、私の実家は農家で20歳くらいから米作りや野菜作りの手伝いをしていました。現在、自宅敷地内では少しの家庭菜園をしていますが、このたび自宅に隣接する農地を譲り受けることができることとなり、申請をいたしました。この農地で、家族と季節ごとの野菜の収穫をしていきたいと思っております。

○議長（福士修身会長）

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

はい、1番秋谷委員をお願いします。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷と言います。●●さん本日はご苦労さまです。1点お尋ねします。差し支えなければ今回買う畑、いくらくらいで買う予定ですか。

○●●●●氏

贈与です。

○1番（秋谷進委員）

無償ですね。この次はもっと規模を拡大するということでおいでください。ありがとうございました。

○議長（福士修身会長）

ほかにございませんか。

はい、安部委員をお願いします。

○2番（安部浩一委員）

2番安部です。●●さんのご実家で農業を営んでいると書いていますが、どれくらいの規模でやっているのでしょうか。

○●●●●氏

畑は7反歩くらいと、米の方は4反歩だと思っています。

○2番（安部浩一委員）

では、将来的にそちらの方を引き継いで耕作していくというお考えでしょうか。

○●●●●氏

実家の方は別の兄弟がやっているなので、自分は携わりません。

○2 番（安部浩一委員）

わかりました。

○議 長（福士修身会長）

他にございませんか。

それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日は大変ありがとうございました。

（●●●●氏 退場）

○議 長（福士修身会長）

次に、2 ページの賃借権設定 申請番号 3 番の審議を行うにあたり、三上紘史委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（三上紘史委員 退席）

○議 長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議 長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

三上委員を入场させてください。

（三上紘史委員 入场）

○議長（福士修身会長）

次に、4 ページの使用貸借権設定 申請番号 9 番及び 10 番の審議を行うにあたり、西塚伸委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（西塚伸委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

西塚委員を入場させてください。

（西塚伸委員 入場）

○議長（福士修身会長）

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○5 番（木村孝芳委員）

一番最初に事務局から不許可要件って話があったんですけども、不許可要件について話をしてください。私、初めてなのでよくわかりません。

○議長（福士修身会長）

事務局、お願いします。

○事務局

3条許可の不許可要件についてはA3の農地法第3条調査書という両面印刷している用紙がありますが大丈夫でしょうか。そちらの区分と書かれている表の一番上の部分に第2項第1号から第2項第6号まで括弧の部分に農地等全部効率利用が認められない、農地所有適格法人以外の法人、信託、農作業常時従事が認められない、転貸禁止、地域調和、これらに該当すると許可できないというふうになっております。以上です。

○5番（木村孝芳委員）

第2項第4号の農作業常時従事が認められないというのは、誰が判断するのですか。

○議長（福士修身会長）

事務局、お願いします。

○事務局

農作業常時従事については、3条の許可申請書提出時に申請書の方にも記載があるのですが、年間150日以上という基準があります。申請者が年間150日以上やるという記載もありますし、事務局の方で、その部分を聞き取りしたうえで150日以上従事できるというような形で判断しております。

○5番（木村孝芳委員）

本人の申請があつて、本人が150日と書くのがまず第一ですね。それを事務局が150日やっているかどうか判断するのは、どういう風にして判断するの。

○事務局

通常の農作業、例えば水田であれば、春の作業から収穫の部分、販売まで、毎日田んぼに出て、一日いっぱい農作業するのが農作業なわけではなく、一日数時間草刈りするのも一日になりますし、そういった形で年間通常農業をやるのであれば、150日はクリアしていくというような判断をしております。

○5番（木村孝芳委員）

続きですけれども、別に今の案件の質問ではなくて、一般的な質問をしているんですよ。なぜこういう質問をしているかということ、過去のことでなくても。

○議長（福士修身会長）

木村委員、今は審議の途中ですので、終わってからその他で意見を伺いますので、よろしくお願いします。



○議長（福士修身会長）

本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第2号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の転用を目的とした農地法第5条の許可申請が3件であり、その内訳は、所有権移転、賃借権設定及び使用貸借権設定が各1件となっております。

申請場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

それでは、右上に「議案第2号 関係資料①」と記載している資料をご覧ください。

申請番号1番、申請地は1筆、譲受人、譲渡人及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が位置図、4ページ目が法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図、6ページ目が土地の登記簿となります。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申請地は「都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている」ところの「第二種低層住居専用地域」にあるため、転用が原則可能となる第3種農地と判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて、右上に「議案第2号 関係資料②」と記載している資料をご覧ください。

申請番号2番、申請地は2筆、借人、貸人及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が位置図、4ページ目が法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図、6ページ目が農地転用計画書、7ページから10ページ目が土地の登記簿、11ページから13ページ目が法人の登記簿となります。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申請地は「都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている」ところの「第一種住居地域」にあるため、転用が原則可能となる第3種農地と判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて、右上に「議案第2号 関係資料③」と記載している資料をご覧ください。

申請番号3番、申請地は2筆、借人、貸人及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が位置図、4ページ目が法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図、6ページ目が農地転用計画書、7ページから8ページ目が土地の登記簿、9ページから11ページ目が法人の登記簿となります。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断しております。

第1種農地の転用は原則不許可となりますが、例外許可事由の一つに、「特別の立地条件を必要とする事業の用に供する場合」として「既存の敷地の面積の2分の1を超えない施設の拡張」をする場合という基準があります。

添付資料5ページ目の土地利用計画図をご覧くださいなのですが、申請地は、借人が所有する既存の資材置場、図面でいうところの斜線部分に接続しており、また、申請地の面積は既存の資材置場の約40%であり、2分の1以内であることから、例外許可事由に該当し、許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

はい、木村委員。

○5番（木村孝芳委員）

これ、理屈をいうと既存の施設の2分の1以内の拡張となっていますけれども、新たに借りるところを含めて、今後また出てくるときは、そこも含めて2分の1ということになるんですか。

○議長（福士修身会長）  
事務局、お願いします。

○事務局  
委員のおっしゃるとおりでございます、今回申請あったところを含めて2分の1が次回の要件となります。

○5番（木村孝芳委員）  
三鉄建設さんがどうか私、知りませんが、2分の1、2分の1とやっていけば相当拡張できるということですね。

○事務局  
制度上そうなっております。

○5番（木村孝芳委員）  
1年に何回でもできるということですか。

○事務局  
必要が生じれば。

○5番（木村孝芳委員）  
必要が生じれば、何回でもできるってことですか。理屈のうえでは。

○事務局  
理屈のうえでは。

○5番（木村孝芳委員）  
わかりました。

○議長（福士修身会長）  
他にございませんか。

○各委員  
（意見なし）

○議長（福士修身会長）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第3号及び第4号は関連がありますので一括審議の議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が12件、利用権設定が8件の合計20件であります。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が6ページから10ページ、利用権設定の案が11ページから14ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案3号に関しましては、根拠法令である農業経営基盤強化促進法の一部改正が令和5年4月1日から施行されており、「農用地利用集積計画」は、「農用地利用集積等促進計画」へと統合されることとなっております。

ただし、基盤法の施行後2年となります令和7年3月31日、または今後策定されることとなる地域計画の策定日までのいずれか早い日までは経過措置が適用されますので、記載の条項等については、従前の農業経営基盤強化促進法で運用してまいります。

また、議案第4号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、当該利用集積計画（案）決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められているものであります。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（福士修身会長）

それでは、8ページの所有権移転 申請番号5番の審議を行うにあたり、工藤隆正推進委員が議

事参与の制限を受けますので、同推進委員の退席を求めます。

(工藤隆正推進委員 退席)

○議長 (福士修身会長)

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長 (福士修身会長)

はい、木村委員。

○5番 (木村孝芳委員)

この中の賃借で、玄米 48 kgとか玄米 60 kg×県産米平均相対取引価格 1 反歩あたりと書いているんだけど、県産米平均相対取引価格は令和 5 年度はいくらなんですか。

○議長 (福士修身会長)

今、申請番号第 5 号の審議をしています。5 番。

○5番 (木村孝芳委員)

玄米 60 kg×県産米平均相対取引価格 1 反歩あたりっていくらですか。

○議長 (福士修身会長)

何ページですか。今は 8 ページの 5 番だけの審議だけをしています。

○5番 (木村孝芳委員)

そうですか。一括じゃないですか。

○議長 (福士修身会長)

議事参与の制限を受けていますので。よろしいですか。

○5番 (木村孝芳委員)

はい、いいです。

○議長 (福士修身会長)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

工藤推進委員を入场させてください。

(工藤隆正推進委員 入场)

○議長(福士修身会長)

次に、10ページの所有権移転申請番号12番の審議を行うにあたり、成田貴吉委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(成田貴吉委員 退席)

○議長(福士修身会長)

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長(福士修身会長)

はい、安田委員。

○10番(安田昌樹委員)

今の成田さんの金額10万円ですか。そこだけです。

○議長(福士修身会長)

事務局、ご答弁お願いします。

○事務局

10万円です。

○10番(安田昌樹委員)

了解です。

○議長(福士修身会長)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長(福士修身会長)  
ご異議なしと認め、そのように決定します。  
成田委員を入場させてください。

(成田貴吉委員 入場)

○議長(福士修身会長)  
次に、11ページの利用権設定 申請番号2番の審議を行うにあたり、山田正樹委員、山田五月推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員及び推進委員の退席を求めます。

(山田正樹委員、山田五月推進委員 退席)

○議長(福士修身会長)  
これより当該申請について審議を行います。  
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員  
(意見なし)

○議長(福士修身会長)  
当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長(福士修身会長)  
ご異議なしと認め、そのように決定します。  
山田委員、山田推進委員を入場させてください。

(山田正樹委員、山田五月推進委員 退席)

○議長(福士修身会長)  
これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

はい、木村委員どうぞ。

○5番（木村孝芳委員）

今は議案第4号でしょ。さっきも聞いたけど、県産米平均相対取引価格1反歩あたりっていくらなの。直近で。

○議長（福士修身会長）

事務局、ご答弁お願いします。

○事務局

現在の金額の資料を持ち合わせていないので、改めてご説明させていただきます。

○5番（木村孝芳委員）

そうすると、この貸借の金額わからないじゃないですか。

○事務局

資料は、農地中間管理機構で貸し借りする際の資料として用いられています。

○5番（木村孝芳委員）

だから、委員だれも金額わからないじゃないですか。

○事務局

調べてからお知らせいたします。

○5番（木村孝芳委員）

わかりました。

○議長（福士修身会長）

それでは、本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）



○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、当該計画等は決定といたします。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第5号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、農地中間管理機構が利用権の設定を受けている農地について、貸し手と機構との契約はそのまま、借り手のみを変更するに当たり、農業委員会が、農用地利用集積等促進計画の作成を機構に要請し、最終的には、県知事が計画を認可・公告することになるものであります。

本案の農用地利用集積等促進計画（案）は利用権設定が6件であり、個別の内容につきましては、15ページから17ページに記載のとおりであります。

これら農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしていると判断しております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

それでは、17ページの賃借権設定 申請番号6番の審議を行うにあたり、福士博人推進委員が議事参与の制限を受けますので、同推進委員の退席を求めます。

（福士博人推進委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

福士推進委員を入场させていただきます。

(福士博人推進委員 入场)

○議長(福士修身会長)

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

それでは、本案について、農用地利用集積等促進計画の作成を青森県農地中間管理機構に要請することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長(福士修身会長)

次に、報告第1号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用を目的とした届出が1件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第2号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による解約が17件となっております。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第3号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明が2件となっております。

なお、非農地証明書は同規定により交付済です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長（福士修身会長）

それでは、その他に移りますが、皆様から何かございますか。

○5番（木村孝芳委員）

農作業常時従事の確認方法について

賃貸借合意解約後の貸人の意向の確認について

○14番（野口友子委員）

運営協議会の役割について

○議長（福士修身会長）

推進委員のみの会議の検討について（工藤隆正推進委員からの提案）

○議長（福士修身会長）

ほかに事務局から何かありますか。

○事務局

年金の過去3年間の実績について

県外視察研修について

タブレットの資料配布と新委員へのタブレット本体の配布について

タブレットの情報を漏洩しないよう注意喚起について

運営協議会、友好会役員名簿の配布について

友好会会費の振込方法について

委員報酬の振込先、帽子のサイズについて

農業新聞購読の申し込みについて

旧委員証および新委員証について

あっせんについて

広域認定農業者について

○事務局

次回の月例総会は、5月13日（月）午後1時から、場所は「浪岡中央公民館大ホール」での開催となりますので、よろしく申し上げます。

○議 長（福士修身会長）

これもちまして、令和6年度第1回 青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。